

佐賀県医療センター好生館看護学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 佐賀県医療センター好生館看護学院（以下「学院」という。）は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号、以下「法」という。）に基づき、助産師又は看護師となろうとする者に対し、臨床現場の知見を活用した質の高い看護教育を行い、看護の専門職業人として佐賀県に貢献する有能な人材を養成することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 学院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 佐賀県医療センター好生館看護学院

位置 佐賀県佐賀市兵庫南三丁目7番17号

(課程、学科、学生定員、修業年限)

第3条 学院に専門課程を置く。

2 専門課程に次の表の学科の欄に掲げる学科を置き、それぞれの学科の学生定員及び修業年限は、それぞれ同表の学生定員及び修業年限の欄に定めるとおりとする。

学 科	学 生 定 員		修業年限
	学年定員	総定員	
助産学科	12人	12人	1年
看護学科	40人	120人	3年

(在学年限)

第4条 学生は、修業年限の2倍に相当する期間を超えて在学することはできない。

第2章 学年・学期・休日

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2学期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日

(3) 次に掲げる夏季、冬季、春季の期間であって、学院長が指定する日

学 科	夏 季	冬 季	春 季
助 産 学 科	4 週間	2 週間	
看 護 学 科	5 週間	2 週間	2 週間

2 前項の規定にかかわらず、学院長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休業を行い、又は休業日に授業を行うことができる。

第3章 教育課程

(授業科目、単位数及び時間数)

第7条 授業科目、単位数及び時間数は、助産学科については別表第1、看護学科については別表第2のとおりとする。

2 別表第1及び別表第2中、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間、臨地実習については45時間をもって1単位とする。

(授業科目の評価及び単位の認定)

第8条 単位の認定は、講義、実習等への出席時間数と当該科目の評価により行う。

2 出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。

3 授業科目の評価は優（80点以上）、良（70点から80点未満）、可（60点から70点未満）及び不可（60点未満）とし、可以上を合格とする。

4 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかつた者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。

(入学前の履修科目の単位認定)

第9条 学院長は、本学院の入学前に、大学（放送大学を含む。）、高等専門学校又は次に掲げる資格を取得するための学校若しくは養成所において、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、本学院における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で、本学院において履修したものと認定することができる。

(1) 歯科衛生士

(2) 診療放射線技師

(3) 臨床検査技師

(4) 理学療法士

- (5) 作業療法士
- (6) 視能訓練士
- (7) 臨床工学技士
- (8) 義肢装具士
- (9) 救急救命士
- (10) 言語聴覚士

2 学院長は、本学院の入学前に、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 39 条に規定する介護福祉士試験に合格した者の単位認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本学院における教育内容に相当するものと認められる場合には、本学院において保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表 3 に定める基礎分野を履修したものと認定することができる。

第 4 章 入学及び休学等

（入学資格）

第 10 条 助産学科に入学することができる者は、法第 21 条各号のいずれかに該当する者で、学院の入学試験に合格した者とする。

2 看護学科に入学することができる者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条に該当する者で、学院の入学試験に合格した者とする。

（転入学）

第 11 条 他の看護師学校養成所において 1 年以上履修した者で、本学院に転入学を志願する者があるときは、学院長は欠員のある場合に限り、選考の上転入学を許可することができる。

2 前項の規定により、転入学等を許可しようとする者の既に修得した授業科目、単位数及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数については、運営会議の議を経て、学院長が決定する。

（受験手続等）

第 12 条 学院に入学又は転入学を志願する者は、次に掲げる書類及び佐賀県医療センター好生館看護学院規程（以下「規定」という。）第 8 条第 2 項に規定する入学試験手数料を添えて、学院長に提出しなければならない。

- (1) 入学を志願する者

ア 受験願書

イ 写真（願書手続3月以内に撮影した脱帽、正面上半身名刺型のもの）

ウ 助産学科を志願しようとする者にあつては、法第21条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

エ 看護学科を志願しようとする者にあつては、出身高等学校長等が発行する調査書又は高等学校卒業程度認定試験の合格者であることを証する書類

オ その他学院長が必要と認める書類

(2) 転入学を志願する者

ア 転入学願書

イ 転学許可書（現に他の看護師学校養成所に在学している者に限る。）

ウ 履修証明書

(入学試験)

第13条 入学試験は、学科試験及び面接試験とする。

(入学手続)

第14条 入学又は転入学（この条、次条、第17条において単に「入学」という。）を許可された者（以下「学生」という。）は、入学を許可された日から10日以内に、入学書及び保証人が連署した誓約書を学院長に提出するとともに、第28条に規定する入学料を納入しなければならない。

(保証人)

第15条 前条に規定する保証人は、独立の生計を営み、学生に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

2 学生が未成年の場合は、保証人は当該学生の親権者又は後見人とする。

3 学生は、保証人が欠け、又は第1項に規定する資格を失ったときには、新たに保証人を定めて誓約書を学院長に提出しなければならない。保証人を変更する場合も同様とする。

(住所変更等)

第16条 学生は、学生及び保証人の住所又は氏名に変更を生じた場合には、直ちに、その旨を学院長に届け出なければならない。

(入学許可の取り消し)

第17条 学院長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入学の許可を取り消すことができる。

(1) 不正行為により入学の許可を受けたとき

(2) 正当な理由がなく第14条に規定する入学手続をしなかったとき

(欠席、休学)

第 18 条 学生は、病気、怪我その他やむを得ない事由により欠席しようとするときは、速やかに、その旨を学院長に届け出なければならない。

2 学生は、欠席が 1 月を超えるとときは、保証人と連署した休学願を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 学院長は、学生が病気、怪我により修業することが適当でないと認めるときは、休学を命ずることができる。

4 休学の期間は、継続して 1 年以内とする。

(復学)

第 19 条 学生は、復学しようとするときは、保証人と連署した復学願を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第 20 条 学生は、退学しようとするときは、保証人と連署した退学願を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第 21 条 学生は、他の看護師学校養成所に転学を希望するときは、保証人と連署した転学願を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

第 5 章 卒業等

(卒業)

第 22 条 学院長は、第 7 条に定める授業科目の単位の認定を受けた者について、運営会議の議を経て、卒業を認定する。

2 学院長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第 23 条 学院長は、前条の規定により、看護学科の卒業を認定した者に対して、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

(資格の取得)

第 24 条 助産学科を卒業した者には助産師国家試験の受験資格が、看護学科を卒業した者には看護師国家試験の受験資格が与えられる。

第 6 章 賞 罰

(表彰)

第 25 条 学院長は、運営会議の議を経て、学業に精励し、その成績が優秀であり、他の学生の模範となると認められる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第 26 条 学院長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、運営会議の議を経て、訓告、停学又は退学の処分をすることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (3) 学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 学院長は、前項の処分をしたときは、速やかに、関係書類を添えて理事長に報告しなければならない。

(退学)

第 27 条 学院長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退学を命ずることができる。

- (1) 第 4 条に規定する期間を超えた者
- (2) 授業料等を納期までに納付せず、かつ、督促しても納付しない者

第 7 章 入学料及び授業料

(入学料)

第 28 条 入学料の額及び納入については、規程第 9 条に定めるところによる。

(授業料)

第 29 条 授業料の額及び納入については、規程第 10 条に定めるところによる。

第 8 章 学生寮

(学生寮)

第 30 条 学院に学生寮を置く。

- 2 学生は、その希望により学生寮に入寮することができる。
- 3 学生寮に入寮した者（以下「寮生」という。）は、規程第 11 条第 3 項に規定する入居料を学院長が指定する期日までに納入しなければならない。
- 4 寮生は、入居料と別に、居室の電気使用料を学院長が指定する期日までに納入しなければならない。
- 5 学生寮の管理運営に関し、必要なことは学院長が別に定める。

第 9 章 職員組織及び会議

(職員)

第 31 条 学院では次に掲げる職員のほか、その他必要な職員を置く。

学院長	1 人
副学院長	1 人

教務部長	1人
助産学科	
教務主任	1人
実習調整者	1人以上
専任教員	1人以上
看護学科	
教務主任	1人
実習調整者	1人以上
専任教員	6人以上
事務室長	1人
係長	1人
事務職員	2人以上
健康管理医	2人

(会議等)

第32条 学院に、運営会議、職員会議、教務会議、講師会議、実習指導者会議その他必要な会議及び委員会を置く。

2 会議及び委員会に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

第10章 健康管理

(健康管理)

第33条 学院長は、学生の健康管理のため、年1回以上健康診断及び必要な健康相談等を実施するものとする。

第11章 雑則

(その他)

第34条 この学則に定めるもののほか、学院の運営に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に佐賀県立総合看護学院において行われた令和2年度入学試験において、入学を許可された者は、本学院に入学を許可された者とみなす。
- 3 令和2年3月31日において、佐賀県立総合看護学院の助産学科及び看護学科に在学する者で本学院への転校を希望する者は、それぞれ令和2年4月1日に学院の助産学科及び看護学科の相当する学年に在籍する者とみなす。この場合において、学院の卒業認定に当たっては、佐賀県立総合看護学院で認定を受けた単位は本学院で認定を受けた単位と

みなす。

別表第1 助産学科の教育内容及び単位・時間数（別ファイル）

別表第2 看護学科の教育内容及び単位・時間数（別ファイル）